

所得税等の確定申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で以下の日程まで延長されました。

令和3年4月15日（木）

3月15日（月）までの間、中之条税務署のほか、高山村役場において確定申告会場を開設しておりますが、3月16日（火）以降は、高山村役場では申告相談会場を開設しません。3月16日（火）以降は、中之条税務署において相談・提出をすることとなりますので、ご注意ください。

● 中之条税務署における申告会場情報

延長期間 3月16日（火）から4月15日（木）まで
申告会場 中之条税務署 庁舎内
受付時間 午前8時30分から午後4時まで
（提出のみは午後5時まで）
相談時間 午前9時から

※土地・建物等の譲渡所得、贈与税の相談を必要とする場合は以下の日程に限りです。

令和3年3月：19日（金）、23日（火）、31日（水）

令和3年4月：6日（火）、12日（月）、15日（木）

※確定申告会場混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日、税務署で配布しています。また、LINEアプリから10日先まで申し込むことができます。

マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードがあれば確定申告会場に出向くことなく、ご自宅からスマホやパソコンなどインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

《お問い合わせ先》 中之条税務署 ☎ 0279 - 75 - 3355（代表）

※音声案内が流れましたら「2」を選択してください。

高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例及び規則が施行されました

令和2年12月1日より高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例及び規則が施行されました。高山村内で事業用の太陽光発電設備を設置する場合は、全て条例に基づく許可が必要となります。設置には周辺住民の同意や住民説明会の実施が必要となり、抑制地域に該当する場合は設置できないことがありますので、ご注意ください。

無許可で設置した場合は、撤去の勧告など行政指導の対象となる場合があります。

条例及び規則、手続きのながれ等の詳細は、村ホームページ(<http://vill.takayama.gunma.jp/>)をご覧ください。

景観の保全にご協力をお願いします

高山村では、農山村としての原風景を保全し、良好な状態で次世代に受け継いでいくために、高山村景観計画及び高山村景観条例が制定され、平成23年4月1日から施行されています。

● 景観計画では

村全体で景観づくりを進めていくための方針や、地区（景観類型別の地区）ごとの仕組みを定めています。

● 景観条例では

村内で、建築行為や開発行為などを行う場合の具体的な基準を定めています。高山村への事前相談と届出等の各種手続きが必要となります。

※高山村景観計画書については、高山村地域振興課担当窓口で閲覧できるほか、高山村公式サイト(<https://www.vill.takayama.gunma.jp>)からもダウンロードできます。

《お問い合わせ》 高山村役場地域振興課 ☎ 63 - 2111



マイナポイント 予約申込みの延長について

～マイナポイント事業の拡充に伴い、予約申込期間が延長されました～



【拡充前：令和3年3月31日 → **拡充後：令和3年9月30日**】

<対象>

令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をしていただいた方。

※すでにマイナンバーカードを受け取り、住民課窓口にて『マイナポイントは3月31日まで』と説明を受けた方も対象となります。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は…
郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明用写真機から無料でできます。

1 郵便で

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2 パソコンで

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- ② 交付申請用のWEBサイト（マイナンバーカード総合サイト）にアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



3 スマートフォンで

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ② 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



4 証明用写真機で

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ② 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



※対応しているまちなかの証明用写真機
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フोट株式会社
富士フイルム株式会社

※マイナンバーカードの申請が困難な方は、住民課窓口までお気軽にお問い合わせください。
役場の住民課窓口でも申請手続きのお手伝いをさせていただきます。

(☎0279-63-2111)

令和3年度 高山村成人式の日程について

令和3年度の高山村成人式の日程についてお知らせします。

従来、高山村成人式は8月15日に開催していましたが、令和3年度は令和4年1月9日(日)の午後に行います。つきましては、村民皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、会場等詳細につきましては、後日関係者へ直接ご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎ 63 - 3046

公道での農機による交通事故の要因と対策

農作業事故は一般交通事故の約6倍、建設業の約3倍にも及びます。事故を未然に防ぐ為備えるべき機器(ランプ等)や操作時の安全確認と予防対策をもう一度考えてみましょう。

●単独事故

用水路等への転落
傾斜地での横転等

●追突事故

夜間等における追突



●これらの事故に対する防止策

- ①確実な運転操作とブレーキ連結の確認
- ②安全キャブ・フレームの装着とシートベルトの着用
- ③ランプ類や低速車マーク等の取り付け

路線バスや鉄道をぜひご利用ください

路線バスや鉄道などは、利用者が減ってしまうと、減便や廃止になるかもしれません。

車を運転できない人にとっては、路線バスや鉄道は村外への貴重な移動手段です。存続するためには皆様のご協力が大切になります。

新型コロナウイルス感染症が収束して気兼ねなく出かけられるようになったときには、普段の車移動からの気分転換に、路線バスや鉄道のご利用にご協力ください。

ご利用の際には、乗換や時刻表の検索に便利な「ぐんま乗換コンシェルジュ」をご利用ください。



県公式ページURL <https://gma.jcld.jp/GmaRouteFinder/>

高山村を走る路線バスに関するご意見・ご要望は、高山村役場地域振興課(☎63-2111)までお願いします。